

繁殖馬セール 購買の手引き

ここでは、当セール業務規程の中から、購買者の皆様に特にお伝えしたい規定について、抜粋してご案内いたします。

準備編

- 購買登録（購買申込書の提出）は、**1月15日(日)**までに行ってください。（必着）

購買登録は事前のみとし、セール開催日当日は購買登録ができませんのでご注意ください。

- 事前に送付する購買登録番号シールをご持参ください。

落札編

- 取引開始前の（販売者の申告による）公表事項は次の通りです。

- ・受胎状況
- ・受胎馬は受胎種牡馬と最終種付月日
- ・悪癖（さく癖、ゆう癖、旋回癖、身喰い）
- ・疾病歴・手術歴
- ・その他、販売者から申告があった事項

- せり上げは、100万円未満は最低1万円単位、100万円以上は最低10万円単位とします。

- 落札の後、「**落札(購買)に関する確認書**」にサインを頂きに係員がお席まで参りますので、**しばらくの間お席から離れませんよう**お願い申し上げます。

※落札後の購買者名義の変更は一切出来ませんのでご注意ください。

- 売買契約書及び請求書は、開催日の翌朝に郵便にて発送致しますが、予め請求書を開催当日の夜にファックスにて送信致します。（ファックス番号をご記入願います）※不要の方はお申し出ください

- 売買代金は、開催日の翌日から**5日以内（1月30日まで）**に開設者へお支払いください。

《お振込先》	北洋銀行 静内支店	普通 0387906
	北海道信連 しずない代理店	普通 0328102
《口座名義》	株ジェイエス	

※恐れ入りますが、お振込手数料は購買者をご負担ください。

引取り編

- 購買馬の引取りは **売買代金全額を開設者へ支払った後** **開設者が指定する場所にて** 開催日の翌日から **5日以内** (1月30日まで) に行ってください。

- 引取り前に受胎・不受胎を確認する、または子宮・卵巣の有無を確認する獣医検査を行うことができます。

せり名簿掲載の受胎状況は販売者による申告であり、引渡し時点での状況を保証しているものではありません。

本件は契約解除の可否に関わりますので、**引取り前に獣医検査を行うことをお勧めします**。なお、この時の獣医検査の費用は落札者のご負担となります。

- 売買契約解除の対象は次の場合となります。

- ・ 公表しなかった悪癖（さく癖、ゆう癖、旋回癖、身喰い）を引取り後2日、または開催日の翌日から7日（最長2月1日まで）のいずれか早い日までに発見した時
- ・ 多胎妊娠を証明できる時
- ・ 受胎馬の最終種付月日が誤っていた時
- ・ 受胎馬の産駒が血統登録を拒否された時（性別の判別不可の場合を除く）

- 次の場合も契約解除の対象となりますが、**引取り前でのみ**対象となります。

- ・ 公表した受胎状況が違っている時
- ・ 本馬が死亡した時
- ・ 子宮及び卵巣の欠如を証明できる時
- ・ 開催日の前2年以内に業務規程第20条第1項(7)に記載ある手術歴を証明できる時

※ご不明な点は **0146-42-2544**

セール係までお問い合わせください。